

22 西 審 国 第 5 号
平成 23 年 1 月 25 日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清 水 文 子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 22 年 12 月 22 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

平成 23 年度 国民健康保険料の見直し

2 答申事項

(1) 結論に至った考え方

平成 23 年度における国民健康保険の収支バランス推計から、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額において、現行の保険料率では賄うことができず大幅な財源不足が見込まれるところではあるが、過去 3 年間据え置いていた基礎賦課額の保険料率を平成 22 年度に上げたことやリーマンショック以降の世界経済同時不況から緩やかながら回復傾向を示していたが足踏み状態となっている。かつ、雇用情勢もいまだに厳しい情勢が続いていることなどから保険料率の改定は見送ることとする。

ただし、国の動向は、平成 22 年度地方税法改正により、賦課限度額を 4 万円増額し、賦課限度額を協会けんぽ（旧政府管掌保険）の限度額に近づけるとの方針から平成 23 年度にはさらに 4 万円を増額する法改正が予定されている。

よって、保険料率は据え置くものの、中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み賦課限度額を平成 22 年度法改正後の額に上げるとの結論に至った。

(2) 結論

基礎賦課額の賦課限度額

4 7 万円から 5 0 万円

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額

1 2 万円から 1 3 万円

介護納付金賦課額の賦課限度額

9万円から10万円

なお、出産育児一時金については、国において、平成23年3月までの暫定措置としている42万円(産科医療補償制度加入の分娩機関で出産時)の支給額を4月からは恒久化する政令改正を予定しており、本市においても政令改正に合わせて恒久化を図る必要がある。

「付帯意見」

- 1 国では、昨年末に後期高齢者医療制度廃止後の高齢者のための新たな医療制度等について最終とりまとめが行われた。法改正を経て、平成30年度には全年齢を対象とした国保の広域化を図る方針が示された。
今後は、都道府県単位の運営に向けて、東京都が策定する広域化等支援方針に沿って保険料の賦課方式や料率等の見直しが必要となるが、被保険者への影響を考慮し、段階的に見直しを行うこと。
- 2 市では、市制誕生10周年を記念して、「健康都市宣言」を行う。この機会に健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、保険者としても特定健康診査の受診率の向上やジェネリック医薬品利用差額通知の発行など医療費の縮減に向けた取組を実施し、国保財政の健全化を図ること。また、負担の公平性の観点からも徴収率の向上を図ること。
- 3 高齢化や医療の高度化等により医療費が増加し、今後とも保険給付費は伸びると予測されるが、被保険者の中心が高齢層と低所得者層となっている現状からして、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であり、被保険者の負担軽減や一般会計の負担縮減を図るために国・東京都へ補助金の増額及び医療保険制度の中での財源構成の抜本的な見直しを要望すべきである。